

令和5年度 鯖江市鯖江中学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月1日策定

前文

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重要な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを全校生徒が十分に理解することが重要となる。この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して学校生活を送り、学習や部活動に積極的・意欲的に取り組むことができる環境を作るためのものである。また、学校の内外を問わず、全職員が「いじめは絶対に許さない」という共通認識をもっていじめに対処するために、以下のような『いじめ防止基本方針』を策定し、全力でこれに取り組むものである。

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視する。
- すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- 生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市町、県・市町教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

（1）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

指導相談部方針「自分も周りも大切にできる生徒の育成」に向けて、様々な教育活動を通して生徒の自己指導能力を高めることを目指す。そのために、生徒指導の3つの機能を意識して指導を行う。

生徒指導の3つの機能を生かして育てたい「生徒像」

①自己決定の場を与える。

自分も周りも大切にすることを考えながら、自分で自分の行動を決めて行動する体験をさせること。⇒TPOを考えて行動できる生徒を育成する。

②自己存在感を与える。

自分が周りの役に立っているという自己有用感を実感できる体験を通して、生徒自身に鯖中生の一員として認められていると感じさせること。

⇒鯖中生の一員であることに誇りを持ち、主体的に行動できる生徒を育成する。

③共感的人間関係を育成する。

教師と生徒、または、生徒同士が、お互いに相手の立場や個性を理解して尊重し合うこと。

⇒認め合いや支え合いの心を持って行動し、仲間を大切にできる生徒を育成する。

上記の生徒指導の3つの機能を生かして次のような取り組みを行う。

○認めて伸ばす教育

生徒に役割を与えて任せて認めることによって、自分が周りの役に立っているという自己有用感

を実感させ、生徒自身に鯖中生の一員として認められていると感じさせる。

○人権教育の推進

発達障害等のある生徒がいじめを受けることがあるため、特別支援学級担当や教育相談担当、養護教諭等と連携しながら人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある生徒への理解を深める。また、自分も周りの仲間も大切にできる生徒を育成するために、周りの仲間の良さも違いも受け入れて認めることができる態度を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験や遠足、職場体験、ボランティア活動等を通して生との絆を深め、お互いに認め合い支え合う心を育てる。

○道徳教育の推進

生徒に対して、生活のために必要な習慣や態度を身につけさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、生徒が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てる。

(2) 学校評価

学期末の学校評価で次のような項目について教職員や保護者、生徒に評価してもらい、いじめ防止に向けた取組の検証を行う。現状分析と次学期に向けて改善を図る。

○教職員に対して

- ・生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・生徒の不適切な発言を聞いた場合、その場で注意・指導している。
- ・少しでもいじめの行為が認知された場合、毎月の報告に挙げている。
- ・いじめ解消に向けて組織的に対応している。

○保護者に対して

- ・学校は、子どもの気がかりな事を相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、いじめ防止のために、アンケートや面談を定期的の実施するなど、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

○生徒に対して

- ・いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者等に伝えている。
- ・学校は、悩みや不安を相談しやすい体制を整えている。
- ・学校以外にも相談するところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通じて、悩みや不安を先生に伝えるよう心がけている。

(3) いじめの未然防止

○分かる授業の実践

- ・教員は、すべての生徒にとって「分かる授業」の実践に努める。そのために教材研究の時間を確保する。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業実践の充実を目指す。引き続き「引き出す・楽しむ教育」を重点的に研究する。

○いじめの背景の理解

- ・「いじめの芽」や「いじめの兆候」ということばがあるが、それ自体いじめであるという認識をもつ。また「いじり」ということばもあるが、それがエスカレートして相手が苦痛を感じるのであればそれもいじめであるという意識をもつ。
- ・過度の競争意識や勉強・友人等に関わるストレスが存在することから、生徒の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるよう支援する。

○生徒の心の居場所づくり

- ・警察や関係機関の協力を仰ぎ、「ひまわり教室」等により情報モラルや規範意識の向上の講習をすることで、規律や秩序の確立を目指す。その上で、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、生徒の心の居場所をつくることに努める。

○温かい学級づくり

- ・担任は「自主学習の記録」の日記やいじめ悩み調査等を通して生徒理解に努めるとともに、常に対話のしやすい雰囲気づくりを行う。
- ・道徳、学級活動の充実をはかる。いじめ・悩み調査やS A S Aの結果を参考に互いの違いを認め合える人間関係づくりを行う。
- ・「学級経営研究部」では、道徳教育の充実、学級活動の充実を目指して、研究を進める。特に生徒の道徳性の向上、自分の思いを安心して表現できる学級づくりを目指す。
- ・いじめ防止に向けた生徒の主体的な行動を促すための人間関係づくりに努める。

○ ポジティブ教育の実践

- ・ポジティブ教育プログラムを活用して、幸せを自ら創り出していく力の育成を目指す。
- ・現職教育・学年会等で情報交換を行い、全教職員で共通理解をして実践を行う。
- ・学校行事、学級活動等での実践を通して、自らより良い人間関係を築くことができる力を育成する。

○ 共通理解

- ・毎月の各学年会で、気がかりな生徒、特に配慮が必要な生徒について生徒の様子や今後の対応について共通理解する。
- ・全教職員で共通理解が必要な場合は、職朝や職員会議に行く。
- ・多くの教職員の目で生徒の様子を見守る。

○ 学校行事や生徒会活動の活性化

- ・既存の「あいさつ運動」「募金」「SDGsの生徒会アピール」等の生徒会本部や委員会の活動を支援する。
- ・学校祭、合唱コンクール、修学旅行、宿泊研修、遠足等の行事で、生徒が自ら考えて行動し、達成感を味わうことができるよう支援する。さらに、その中でリーダーの養成を行う。

○ 部活動の活性化

- ・部活動は、個性の伸長を図り、社会生活を営むためのスキルや人間関係を学ぶ場であり、教育的効果が大い。「目標に向かい努力すること」「集団の一員として適切な行動をとること」等を通して、生徒の成長を支援する。

○ インターネット（SNS）や情報機器に関する指導

- ・インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について鯖江市や鯖江中学校のルールを生徒や保護者に正しく伝えた上で、生徒や保護者が危険性や注意等を考える機会を設ける。

○ 特に配慮が必要な生徒への支援

- ・以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導をチーム学校で行う。

発達障害を含む、障害のある生徒

海外から帰国した生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒

性同一性障害や知的・性自認に係る生徒

（４） いじめの早期発見

○ 積極的ないじめの認知

- ・朝の会の健康観察や授業・部活動等を通して、生徒の表情や行動の様子をきめ細かく観察する。わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、早期発見に努める。気になった生徒については、担任・学年・顧問で連絡・相談を行うとともに、保健室との連携も密に行う。
- ・担任が毎日「自主学習の記録」を点検し、生徒の状況を把握するとともに、生徒の相談に丁寧に対応する。

○ 自己チェックの活用

- ・生徒が日々の生活を振り返るための生活自己チェックを毎学期に２回ずつ行い、それを学級担任が確認することによって、いじめ等の早期発見に努める。

○ アンケートの実施

- ・いじめ悩み調査を年３回（５月、１０月、２月）実施し、定期的に生徒が訴えることができる体制を整える。（保健相談部と共同で実施する。）

○ 教育相談体制の充実

- ・学級担任による個別面談（相談の時間）を毎学期に最低１回以上行う。また、必要に応じて、SCやSSWとの面談を行う。

○ 家庭や関係機関との連携

- ・日頃より家庭や関係機関（警察・チャイルドセンター、児童相談所等）との連携を密にし、情報交換ができる体制づくりに努める。

（５） いじめの事案対処

「いじめ対策委員会」及び「いじめ対応サポート班」（別紙資料１参照）を組織して当該事案への対応策を協議し、特定の教員が抱え込むことのないように速やかに情報を共有し、組織的な対応に努める。

- 生徒および保護者からの申し出、生徒からの情報、教員の発見等、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた生徒の立場に立って適切に速やかに対

応する。必要なら家庭訪問をして、いじめられた生徒の立場に立った丁寧な聞き取りを行う。その後、事実のすりあわせを行う。相違点がある場合、可能であれば本人同士顔をあわせての事実確認を行う。

- いじめを受けた生徒への心のケアを第一に行い、安全・安心を確保する。
- いじめた生徒に対して事情を確認したうえで、いじめは絶対に許されないこと、自他の命・心・将来を大切にすることを指導する。加害生徒の保護者に来校してもらい（又は家庭訪問）事実を説明する。加害生徒が同様のことを繰り返さないことを保護者の前で約束させる。保護者には学校との協力・連携をお願いするとともに、被害生徒の家庭への謝罪を促す。
- 犯罪行為として取り扱われるべきものや生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、早期に警察に相談・通報し警察と連携して対応する。
- 必要があるときは、SC や SSW 等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生委員等と連携を図る。

（６） いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つ要件を満たしているかを確認する。

- 謝罪が終わってもいじめが解消したわけではないので、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（３ヶ月以上）継続していること。
- 本人や保護者との直接面談を通して、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを必ず確認すること。

（７） いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときには、次の対処を行う。

- 重大事態が発生したことを市教育委員会に速やかに報告する。
- 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- 県や市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

4 いじめ防止等のための組織

（１） いじめ対策委員会（必要に応じて実施）

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、保健相談部長、養護教諭

- （活 動）
- ・ 具体的な年間計画の作成
 - ・ 積極的生徒指導の実施状況確認
 - ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集
 - ・ いじめの疑いに係る情報があつた時の対応
 - ・ いじめの情報の迅速な共有
 - ・ いじめ対応サポート班立ち上げ
 - ・ 指導や支援の体制、対応方針の決定
 - ・ 関係機関との連携

（２） いじめ対応サポート班（毎月の学年会及びいじめが発生したとき招集）

（構成員）生徒指導主事、学年主任、担任、保健相談部長、養護教諭、
スクールカウンセラー等

- （活 動）
- ・ 事実確認作業
 - ・ 関係生徒への対応
 - ・ 関係保護者への対応
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

（３） 組織図（別紙資料１）

5 いじめ対策の年間行動計画（別紙資料２）